

安全就業ニュース

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会

〔平成 25 年度安全就業優秀・優良シルバー人材センター等 18 団体の表彰〕

平成 25 年度全シ協定時総会（6 月 20 日）において、「平成 25 年度 安全就業優秀・優良シルバー人材センター等」の表彰式がありました。受賞されましたセンター及び連合、会員の皆様、おめでとうございます。



（優秀賞） 4センター

○茨城県 東海村 ○神奈川県 横浜市磯子事務所 ○神奈川県 大和市
○岐阜県 多治見市

（優良賞） 12センター

○埼玉県 熊谷市 ○埼玉県 戸田市 ○神奈川県 綾瀬市
○新潟県 柏崎市 ○富山県 小矢部市 ○愛知県 幸田町
○滋賀県 米原市 ○京都府 精華町 ○広島県 東広島市
○山口県 下松市 ○徳島県 上板町 ○鹿児島県 伊佐市

（優良連合賞） 2連合

○山形県 ○山口県

シルバー人材センター会員に対するペナルティー制度に係る調査について

標記調査につきましては、お忙しい中をご協力いただきありがとうございました。

調査結果を次のとおりまとめました。143のセンターにおきましては、ペナルティー等を科しておられましたが、本来、罰則はシルバー人材センター事業にそぐわないものと考えます。しかしながら、就業中の事故が相変わらず多い中、「安全は全てに優先する」を実践するためにもやむを得ない措置とも考えております。会員皆様の間で話し合い、効果的な事故撲滅の手段、方法をご検討いただきますようお願いいたします。

1 制度導入の有無

| | |
|--------|---------|
| (1)「有」 | 143 件 |
| (2)「無」 | 1,152 件 |
| 合計 | 1,295 件 |

2 1(1)の「有」の内容

| | |
|--|------|
| (1)カード制度による就業停止 | 26 件 |
| ①イエローカード3枚で就業停止 | 3 件 |
| ②イエローカード3枚で就業停止、その後改善が見られない場合は別作業に切り替え | 1 件 |
| ③イエローカード3枚で就業停止、その後改善が見られない場合は退会勧告 | 2 件 |
| ④イエローカード2枚でレッドカードとなり就業停止 | 2 件 |
| ⑤イエローカード3枚でレッドカードとなり就業停止 | 1 件 |
| ⑥イエローカード1枚で就業停止 | 2 件 |
| ⑦1回目はイエローカードで注意、2回目はレッドカードで就業停止 | 3 件 |
| ⑧1回目はイエローカードで注意、2回目は就業停止 | 2 件 |
| ⑨1回目はイエローカードで注意、2回目はレッドカードで就業停止、3回目は退会 | 1 件 |
| ⑩1回目はイエローカードで注意、2回目はレッドカードで警告、3回目は就業停止 | 1 件 |
| ⑪1回目はイエローカードで注意、2回目は始末書を提出させる、3回目はレッドカードを発行し就業停止 | 1 件 |
| ⑫1回目はイエローカードで注意、2回目は始末書を提出させる、3回目は就業停止 | 1 件 |
| ⑬1回目はイエローカードで注意、2回目は誓約書を提出させる、3回目はレッドカードで就業停止 | 1 件 |
| ⑭1回目は警告書の発行、2回目はイエローカードで就業停止 | 1 件 |
| ⑮1回目及び2回目はイエローカードで注意、3回目はレッドカードで就業停止 | 1 件 |
| ⑯注意2回目でイエローカードとなり、さらに2回目でレッドカードとなり、就業停止 | 1 件 |
| ⑰ブルーカード1枚で就業停止 | 1 件 |
| ⑱1回目はブルーカードで注意、2回目はイエローカードで警告、3回目はレッドカードで就業停止 | 1 件 |

| | |
|--|------|
| (2) 警告書等による就業停止 | 17 件 |
| ① 警告書 2 枚で就業停止 | 4 件 |
| ② 警告書 2 枚で就業停止又は交代 | 2 件 |
| ③ 警告書 3 枚で就業停止 | 3 件 |
| ④ 警告書 3 枚で就業適否を判断し、4 枚目で退会勧告 | 1 件 |
| ⑤ 1 回目は注意書発行、2 回目は罰則書を発行し就業停止 | 1 件 |
| ⑥ 1 回目は口頭注意、2 回目は警告書の発行、3 回目は就業停止 | 1 件 |
| ⑦ 1 回目は口頭注意、2 回目は警告書の発行、3 回目は就業停止、注意 4 回目は退会勧告 | 1 件 |
| ⑧ 1 回目は警告書発行、2 回目は就業停止 | 1 件 |
| ⑨ 注意 3 回目で警告書を発行し、就業停止、その後安全委員会の判断により退会勧告 | 1 件 |
| ⑩ 1 回目は口頭注意、2 回目は安全講習の受講、3 回目は警告書の発行、4 回目は就業停止 | 1 件 |
| ⑪ 1 回目は警告書の発行、2 回目は始末書を提出させる、3 回目は公表及び就業停止 | 1 件 |
| (3) (1) 及び(2)によらない就業停止 | 84 件 |
| ① 当日の就業停止 | 24 件 |
| ② 1 回目は当日の就業停止、2 回目は面談、3 回目は就業停止 | 1 件 |
| ③ 1 回目の口頭注意で就業停止 | 4 件 |
| ④ 1 回目は口頭注意、2 回目は就業停止 | 26 件 |
| ⑤ 3 回目の口頭注意で就業停止 | 11 件 |
| ⑥ 4 回目の口頭注意で退会 | 1 件 |
| ⑦ 1 回目は口頭注意、2 回目は文書注意、3 回目は就業停止 | 3 件 |
| ⑧ 1 回目は口頭注意、2 回目は文書注意、3 回目は就業停止、4 回目は退会勧告 | 1 件 |
| ⑨ 1 回目は口頭注意、2 回目は就業停止、3 回目は退会勧告 | 3 件 |
| ⑩ 1 回目は口頭注意、2 回目は就業停止、3 回目は別作業に切り替え | 2 件 |
| ⑪ 1 回目は口頭注意、2 回目は面接、3 回目は就業停止、4 回目は退会勧告 | 2 件 |
| ⑫ 1 回目は口頭注意、2 回目は注意点数 1 点、注意点数 3 点になると就業停止 | 1 件 |
| ⑬ 1 回目は口頭注意、2 回目は誓約書を提出させる、3 回目は就業停止 | 1 件 |
| ⑭ 1 回目は口頭注意及び始末書を提出させる、2 回目は就業停止 | 1 件 |
| ⑮ 1 回目は文書注意、2 回目は始末書を提出させる、3 回目は就業停止 | 1 件 |
| ⑯ 1 回目は文書注意、2 回目は就業停止 | 1 件 |
| ⑰ 保護具を忘れた場合は取りに帰させる、その作業遅延に対して罰金を取るその後、注意 2 回で就業停止 | 1 件 |
| (4) その他 | 16 件 |
| ① 事務所にて面談する | 1 件 |
| ② 保険を適用しない | 1 件 |
| ③ イエローカード 1 枚で指導のみ | 1 件 |
| ④ 注意 2 回目でイエローカードとなり警告 | 1 件 |
| ⑤ 1 回目は口頭注意、2 回目は班をやめてもらう | 1 件 |
| ⑥ 注意後、着用させて就業させる | 1 件 |
| ⑦ 3 回目の警告で配分金ランクを下げる | 1 件 |
| ⑧ ステッカーを安全帽に貼る | 1 件 |
| ⑨ 警告書 5 枚で安全委員会報告 | 1 件 |
| ⑩ 1 回目は班長から口頭注意、2 回目は安全委員から口頭注意、3 回目は安 | |

| | |
|--------------------|-------|
| 全委員会において決定する | 1 件 |
| ⑪安全委員会への出席 | 1 件 |
| ⑫安全委員会においてその都度決定する | 5 件 |
| (5)合 計 | 143 件 |

3 2 (1)～(3)におけるペナルティーの就業停止期間

(1)注意、警告等の回数による就業停止期間

① 1回 1 週間 6 件

② 2回 3 日間 1 件
 10 日間 2 件
 1 週間 11 件
 2 週間 2 件
 1 ヶ月 12 件
 2 ヶ月 1 件

③ 3回 10 日間 2 件
 1 ヶ月 18 件
 6 ヶ月 2 件
 1 年間 6 件
 無期限 2 件

④ 4回 1 ヶ月 2 件
 2 ヶ月 2 件
 3 ヶ月 1 件
 1 年間 3 件
 無期限 4 件

⑤ 5回 無期限 1 件

(2)当日の就業停止 23 件

(3)改善するまで就業停止 2 件

(4)安全委員会において決定する 15 件

(5)その都度検討し決定する 48 件

4 1 (1)の「有」のうち、総会の承認の有無

(1)「有」 30 件

(2)「無」 113 件

合計 143 件

「無」の理由

| | |
|------------------|-------|
| ①理事会及び安全委員会の承認のみ | 69 件 |
| ②安全委員会の承認のみ | 18 件 |
| ③今後、総会の承認を得る予定 | 3 件 |
| ④総会の承認は不要と判断 | 7 件 |
| ⑤その他 | 16 件 |
| 合計 | 113 件 |

5 1 (1)の「有」のうち、制度導入による効果

| | |
|------------------------------------|-------|
| (1)保護具を着用する会員が増加した | 79 件 |
| (2)安全に対する会員の意識が高まった | 38 件 |
| (3)保護具を着用する会員の増加及び安全に対する会員の意識が高まった | 14 件 |
| (4)不明 | 10 件 |
| (5)その他 | 2 件 |
| 合計 | 143 件 |

6 1 (2)の「無」のうち、制度導入の予定有無

| | |
|--------|---------|
| (1)「有」 | 250 件 |
| (2)「無」 | 902 件 |
| 合計 | 1,152 件 |

「有」の主な検討状況は、以下のとおりである。

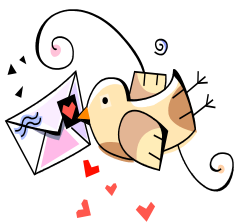
- ①安全委員会等で導入を検討している。
- ②近隣等のシルバー人材センターの制度を参考に導入を検討している。

「無」の主な理由は、以下のとおりである。

- ①保護具の着用が徹底している。
- ②現在制度の導入の予定はないが、検討中である。
- ③安全就業パトロールの実施により対応している。
- ④安全講習の充実を図ることで対応している。
- ⑤会員自身の安全就業に対する意識を期待している。
- ⑥会員数の規模が少ないため制度までは至っていない。
- ⑦ペナルティーを科すことにより退会者が出ることが考えられる。
- ⑧安全就業委員会、職群班、地域班を通じて指導している。
- ⑨会員が委縮して就業することが考えられる。
- ⑩入会する際に説明し、その後守られている。

7 その他のペナルティー制度

- (1)会員に事故報告書の提出を義務付けている
- (2)安全講習に参加しない会員に対して就業停止にしている
- (3)作業用具扱い、管理ができない会員に対して注意をしている
- (4)保護具未着用以外のことでも、保護具と同様に行なっている



安全リレー

群馬県における安全就業の取り組み

1 群馬県シルバー人材センター連合の概要（平成24年度実績）

| | |
|--------------------------------|-------------|
| <input type="checkbox"/> センター数 | 31センター |
| <input type="checkbox"/> 会員数 | 9,054人 |
| <input type="checkbox"/> 粗入会率 | 1.4% |
| <input type="checkbox"/> 受注件数 | 57,142件 |
| <input type="checkbox"/> 契約金額 | 3,844,808千円 |
| <input type="checkbox"/> 就業率 | 86.2% |
| <input type="checkbox"/> 就業実人員 | 7,802人 |

2 過去5年間の事故発生状況

| 年度 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 傷害事故発生件数 | 54 | 67 | 82 | 77 | 70 |
| 損害事故発生件数 | 51 | 50 | 82 | 62 | 73 |
| 就業延べ人員 | 943,779 | 896,670 | 900,233 | 885,742 | 924,946 |
| 傷害事故発生事故率 | 0.0572 | 0.0747 | 0.0910 | 0.0869 | 0.07560 |
| 重篤事故発生件数 | 1 | 3 | 1 | 1 | 0 |

傷害事故は、22年度をピークに減少傾向ですが、損害事故は波があるものの傷害事故とほぼ同件数が発生しています。

また、毎年続いていた重篤事故が24年度にようやく途切れしました。

なお、群馬県では事故の実態を正確に把握するため22年度よりシルバー保険処理以外の事故も含めすべての発生事故を集計しています。

3 群馬県連合会の取り組み

群馬県連合会では管内3ブロック（中・北毛、西毛、東毛）から選出された連合幹事及び事務局長各3名に連合会事務局長と安全就業パトロール指導員を加えた計8名からな

る「連合会安全・適正就業委員会」を設置し、具体的な年間事業計画を審議作成し安全・適正就業事業を推進しています。
以下連合会の取り組みを記します。

(1) 安全・適正就業委員会の開催（年2回）

特に群馬県ではここ数年来重篤事故が続いて発生しており、全国的にも高い発生率を憂慮し2年前に本委員会において事故の詳細分析を基に対策検討を行いました。その結果重篤事故の低減と再発防止の徹底を図るため、独自の強化策として「安全・適正就業作業ガイドライン」を設定し昨年度より取り組みが始まっています。

(2) 安全・適正就業担当者研修会

毎年全国強化月間の7月と1月の年2回、各センターの安全推進担当職員と安全委員等の役員代表者を対象に、外部講師を招いた特別講習や事例発表等の各種研修を行っています。

昨年7月には傷害事故の最大発生件数を占める剪定作業中の落下事故に関連し「三脚の安全な取扱いと作業上の注意事項について」と題して、園芸用アルミ三脚の開発元祖で30年以上一筋により安全でより使い易い三脚を追求し、全国を回り改良し続けている(株)ナガノの創業社長である永野芳男氏を招き、現場に密着した実演を交えた講義をして頂き好評を得ました。この他にもその時々課題に合わせて実践的な研修を心がけ企画しています。



(3) 安全・適正就業巡回訪問

就業シーズンの最盛期である7月～10月に県内31センターを毎年半分に分けて訪問し、定期的に現場に密着した巡回指導を実施しています。巡回に際しては、各センターの事務局長と安全委員長及び安全推進担当職員に対応してもらい、就業現場の同行確認(2～3カ所)と安全就業に関する取り組み活動状況を聴き取りながら、意見交換や相談指導を行っています。

(4) 安全・適正就業作業ガイドラインの実施促進

具体的な運用ルールは各センターの考えに委ねていますが、作業ガイドラインの概要は以下の3項目です。早期運用化に導くため、巡回訪問時に取り組み状況を伺い、実施に向けての支援を行い早期実施促進を図っています。

- ①剪定作業等の高所作業について、76歳を超え就業する場合の身体能力の確認配慮と適切な指導（継続／作業制限／職種転換）
- ②安全保護具の着用徹底とペナルティ制導入
- ③剪定や刈払い機作業等危険を伴う作業の一人作業回避



(5) 安全研修の拠点展開（災害連鎖分析法の習得）

事故予防と再発防止のためには、何よりも事故要因である不安全状態や不安全行動をなくしていくことが肝心です。そのため、群馬県では安全推進担当職員に留まらず、各センターの役職員及びリーダークラスを対象に災害連鎖分析法による「**事故の成り立ち～分析～原因追及～再発防止策立案の考え方と手法**」を浸透させ、組織としての予防力と再発防止力の引き上げに取り組んでいます。経験豊かな外部講師とタイアップし、ケーススタディ演習を交えた実践研修を3年計画で昨年より進めており、これまで拠点やブロック単位で4回開催し延べ約300名が受講しています。

(6) 重篤事故フォローアップ巡回

重篤事故発生センターに対し、事後の対策状況を確認し再発防止を徹底するため、連合会安全委員会のメンバーによるフォローアップを翌年の巡回時に組み込み実施するもので、安全委員と事故発生センターの責任者が一緒に現場を回ると共に意見交換と相互確認を図っています。

(7) 事故の現地合同調査指導

前述の災害連鎖分析手法の習得研修に呼応し、1ヶ月程度もしくはそれ以上の入院や重篤が見込まれる大きな事故や潜在事故について、発生報告が入ると各センターと連合指導員が合同で現場調査を行うことにより、真の原因追求～再発防止策の実地習得を図るものです。

(8) 安全就業講習会への参加

各センターで行われる安全講習会に、要請に基づき連合の安全・適正就業パトロール指導員が出向き、表や統計グラフ等を用いて安全講話を行っています。

特に高齢者の身体機能の低下を十分自覚してもらうとともに交通脳トレ演習を交えて全員参加型の講習を意識し進めています。

※交通脳トレ・・・(一社)日本自動車工業会が発行する高齢ドライバー向けのトレーニング教材です。

(9) 安全啓発グッズの作成・配布

毎年安全就業に関わる冊子やのぼり旗等の安全グッズやポスター等を作成・配布し、会員の安全意識の高揚・啓発を図っています。

図は昨年春に作成した刈払機による石飛び事故防止のポスターです。



以上、群馬県連合会が取り組んでいる安全・適正就業推進事業について紹介してきましたが、この他に今年度連合委員会で取り組み予定の大事な課題があります。それは連合会の安全表彰制度です。

群馬県の特徴は法人シルバーと小規模のミニシルバーの割合がほぼ半々で、それぞれ規模に応じた安全就業活動に取り組んでいます。一方全シ協の表彰制度の基準に適合しない、表彰対象にならないセンターが多く、活動成果が認められにくい状況にありました。そのため、今年度は他県の例を参考に、独自の表彰制度を検討し、優良な取り組みや実績に対して規模を問わず表彰する仕組みを設けることにより、今後の安全就業への取り組み活動をさらに盛り上げていきたいと考えています。

4 拠点センターの取り組み

県内3センターから安全就業に対する主な取り組みを紹介します。

(1) 公益社団法人 渋川市シルバー人材センター

1) センター概要

職員：10人

会員：男性414人、女性167人、合計581人
(平成25年5月末現在)

市町村合併で旧渋川市と周辺の5地区(赤城、北橋、子持、小野上、伊香保)が合併して出来たセンターで、域内には日本の名湯「伊香保温泉」や日本三大うどんで有名な水沢など名所が点在しています。

2) 安全就業対策実施計画

(ア) 安全・適正就業委員会の取り組み

① 就業現場パトロールの実施

「安全・適正就業作業ガイドライン」遵守指導

② 安全講習会の実施(事故率の高い草刈り、剪定作業従事会員対象)

③ 事故発生時の事故分析と再発防止策の協議

④ 安全就業強化月間での安全推進強化

ア、広報紙「センターだより7月号」にて会員への周知

イ、事務所及び就業現場でののぼり旗掲揚

⑤ 「センターだより(隔月発行)」に安全記事掲載

⑥ 安全標語の募集

平成24年度最優秀作品

「見逃すな ヒヤリで済んだ あの経験」・・・作業場壁へ看板設置

⑦ 草刈り、剪定等作業従事会員への安全保護具の貸与と着用徹底

⑧ 石飛防止ネット使用の推奨

(イ) 事務局の取り組み

① 就業会員への就業前注意呼びかけ

② 就業現場の巡視

③ 「安全・適正就業作業ガイドライン」の遵守指導

④ 現場の危険箇所下見徹底

⑤ 熱中症予防用品の支給



(2) 公益社団法人 安中市シルバー人材センター

1) センター概要

職員：8人

会員：男性325人、女性118人、合計443人

(H25年5月末現在)

安中市は日本のマラソンの発祥といわれる「安政の遠足(とおあし)侍マラソン」や今年のNHK大河ドラマ「八重の桜」で八重の後の伴侶である新島襄の生地、二人のゆかりの地でもあります。

2) 安全就業対策実施計画

(ア) 安全・適正就業委員会の取り組み

基本計画：「安全就業基準」を守り、会員に対する安全就業、交通安全及び健康管理の徹底と安全意識の高揚を図り、事故撲滅を図る。

①「安全適正就業基準」の遵守を図るため、現場への巡回パトロールを年6回行う。

②「安全就業ガイドライン」の見直し検討、そして徹底を図る。

昨年、安全・適正就業委員会で協議・検討後、実施したが、思うように進展せず。今年度は、就業時間・年齢制限等を更に加味しての見直しを行う。

③草刈講習会の実施

対象：新会員・草刈希望者等（日常点検・安全対策含む）

④救急救命講習会の実施

9月9日は、救急救命の日に行う。

⑤安全・適正就業強化月間に行う事項

- ・安全就業標語の募集
- ・安全・適正就業巡回パトロール
- ・交通安全教室の開催

⑥石飛び防止対策の呼びかけ

⑦事故の分析を行い事故を減らす検討・努力

(イ) 事務局の取り組み事項

①安全保護具貸与品の分類整理・見直し

②事故撲滅に向けて、安全対策備品の検討と購入

③会員が利用できる図書を購入

④草刈り講習会・交通安全教室・救急救命講習会の開催

⑤募集した安全就業標語をカレンダー化して会員へ活用展開

⑥粉碎場の適正管理の継続と枝木搬入をスムーズにする

⑦広報誌「シルバーのぞみ」に安全就業に関する記事を載せる

(3) 邑楽町高齢者活力センター

1) センター概要

職員：4人

会員：男性70人、女性32人、合計102人

(平成25年5月末現在)

邑楽町は群馬県の南東部に位置し、隣接する館林市とにまたがる多々良沼は毎年コハクチョウが飛来する全国有数の地です。また、町のシンボルタワー”未来M i R a i ”は高さ60m、変形九角形の展望室から晴れた日には、富士山や東京スカイツリーが一望できます。

2) 安全就業対策実施計画

健康と元気で就業出来る日本一のミニシルバーを目指しているセンターでは、各職群の就業に対応出来るように、講習会、研修会を積極的に開催し、会員の安全と技術の向上に努めています。

(ア) 講習会（平成24年度実績）

| | |
|------------------------|-------|
| ① 刈払い機講習会（メーカー） | 8名参加 |
| ② チェーンソー取扱い安全講習会（メーカー） | 26名参加 |
| ③ 交通安全啓発講習会（大泉警察署） | 55名参加 |

(イ) 安全就業対策の確立

安全第一、事故発生ゼロが最大の願いです。会員一人一人の安全就業が確保されてこそ共働、共助が生きてきます。そのためにも、会員自身の安全管理に対する認識と実践行動が大切になります。そして、組織としての啓発活動などを通じて、事故発生ゼロの日常化に努めています。

- ① 毎月ごとに安全パトロールを実施する。（センター事務局中心）
- ② 安全月間（7月度）中に安全標語を募集する。
- ③ 安全などの一環として、センター報告会の時「交通安全啓発講習会」を実施する。
- ④ 会員の疲労回復に配慮して、健康管理の啓発に努める。
- ⑤ 安全パトロール以外の就業日に毎月巡回を不定期に実施する。

- ⑥ 先進地センターの視察研修などを通して、他のセンターの優れた点を参考に当センターの事業活動に反映させる。
- ⑦ 毎朝のラジオ体操を実施する。(就業前)
 - ・当日の作業の指示と確認
- ⑧ 毎月事務局だよりを発行し、情報の共有に努める。
 - ・全会員に配布し、センターの連絡と動向を周知させる。
 - ・事業実績報告を掲載する。
 - ・所長からの一言を掲載する。
 - ・毎月安全及び健康スローガンを掲載する。
 - ・安全パトロールの結果報告を掲載する。

(ウ) 安全・適正就業作業ガイドラインについて

【取組み項目】

- ① 高所作業は、76歳を上限に転落のない作業へ職種転換とします。
※継続する場合、概ね80歳を上限目安とします。
- ② 危険を伴う就業（芝刈りトラクター運転就業業務など）は、70歳上限に危険のない作業へ職種転換とします。
- ③ 配食業務（運転業務）については、概ね70歳又は、継続5年を上限に職種転換とします。
- ④ 保護具（安全帽、安全帯）の未着用については、ペナルティ制を導入していますが、さらに見直し推進していく予定です。

群馬県長寿社会づくり財団様、渋川市シルバー人材センター様、安中市シルバー人材センター様、邑楽町高齢者活力センター様からの報告でした。詳細にわたるご報告、誠にありがとうございました。

8月号の安全リレーは、栃木県シルバー人材センター連合会様からの報告を予定しています。

平成 25 年度 6 月 事故速報

重 篤 事 故

6 月は、2 件の重篤事故報告がありました(7 月 19 日現在)。

昨年度同月と比較してみると、昨年度の累計 9 件に比して、本年度は、12 件と 3 件増加しています。就業中では、本年度は昨年度の 4 件に比して 8 件と 2 倍の増加となっています。就業途上では、逆に本年度は昨年度の 5 件に比して 4 件と 1 件減少しています。特に、就業中の重篤事故撲滅に向け、皆で努力してまいりましょう！

6 月分

| 平成 25 年度 6 月 累 計 | 就業中・ 就業途上 | 件数 | 内 訳 | | | | 平成 24 年度同月累計 | | | | | |
|------------------------------------|--------------|-------|-------|-------|-------|------|--------------|-------|----|----|----|--|
| | | | 事故の程度 | | 性別 | | 計 | 事故の程度 | | 性別 | | |
| | | | 死亡 | 入院 | 男性 | 女性 | | 死亡 | 入院 | 男性 | 女性 | |
| | | | | | | | | | | | | |
| 就業中 | 8 (1) | 4 (0) | 4 (1) | 6 (0) | 2 (1) | 就業中 | 4 | 2 | 2 | 4 | 0 | |
| 就業途上 | 4 (1) | 3 (1) | 1 (0) | 2 (1) | 2 (0) | 就業途上 | 5 | 4 | 1 | 3 | 2 | |
| 計 | 12 (2) | 7 (1) | 5 (1) | 8 (1) | 4 (1) | 計 | 9 | 6 | 3 | 7 | 2 | |

↳ 対前年度比 133.3%

※ () 内は 6 月報告分

6 月分報告内容

| No. | 性別等 | 仕事内容等 | 事故の状況 | 安全 帽 | 安全 帯 | 交通 手段 |
|-----|--------------|--------------|--|---------|---------|----------|
| 11 | 男 71 歳 | 就業途上 (死亡) | 自転車で帰宅途中、横断歩道を渡っていたところを右折してきた軽貨物車にはねられ、道路の縁石に頭などを強く打った。 その後、病院に搬送されたが死亡した。 | — | — | 自転車 |
| 12 | 女 72 歳 | 就業中 (入院) | 伐採した樹木を運び出す作業中、水路にかけてあった路板を渡ろうとして体勢を崩し、2 m 下のコンクリート部分に転落した。転落した時の様子は、本人も覚えておらず、他の会員も数分気がつかなかった為不明。 | ○ | — | — |

1ヶ月～6ヶ月未満の入院及び後遺障害の事故

6月は、就業中の事故13件、就業途上の事故6件と、合計19件の報告がありました。昨年同月の26件に比して7件の減少となっております。

累計を見ると、昨年度の66件に比して、本年度は68件と2件の増加となっております。また、就業途上は4件減少していますが、就業中が6件の増加となっております。

平成25年度6月報告分

| | 仕事の内容 | 事故数(件) | | 男性(件) | | 女性(件) | | 平均年齢(歳) | |
|------|-----------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|---------|----|
| | | 6月 | 累計 | 6月 | 累計 | 6月 | 累計 | 6月 | 累計 |
| 就業中 | 植木・樹木の剪定等 | 4(7) | 14(19) | 4(7) | 14(19) | 0(0) | 0(0) | 73 | 71 |
| | 除草作業 | 1(2) | 7(4) | 1(2) | 7(4) | 0(0) | 0(0) | 73 | 74 |
| | 屋内・屋外清掃作業 | 3(3) | 8(7) | 1(2) | 4(5) | 2(1) | 4(2) | 74 | 75 |
| | その他 | 5(5) | 20(13) | 4(5) | 17(10) | 1(0) | 3(3) | 71 | 72 |
| | 計 | 13(17) | 49(43) | 10(16) | 42(38) | 3(1) | 7(5) | 72 | 72 |
| 就業途上 | 交 徒歩 | 2(1) | 5(2) | 1(0) | 4(1) | 1(1) | 1(1) | 80 | 80 |
| | 通 自転車 | 2(7) | 11(15) | 2(2) | 4(6) | 0(5) | 7(9) | 77 | 75 |
| | 手 バイク | 2(1) | 2(4) | 1(1) | 1(2) | 1(0) | 1(2) | 73 | 73 |
| | 段 自動車 | 0(0) | 1(2) | 0(0) | 1(1) | 0(0) | 0(1) | — | 75 |
| | 計 | 6(9) | 19(23) | 4(3) | 10(10) | 2(6) | 9(13) | 76 | 75 |
| 合 計 | | 19(26) | 68(66) | 14(19) | 52(48) | 5(7) | 16(18) | 74 | 73 |

()は平成24年度同月の発生件数

事故報告書(重篤事故、1ヶ月～6ヶ月未満の入院及び後遺障害の事故)は、その有無にかかわらず毎月8日までに必ず提出して下さい。

編集後記

暑中お見舞い申し上げます。今年は梅雨明けが殊のほか早く、茹だるような暑さの連続。熱中症による多くの方が病院に運び込まれる事態になっており、自然の猛威、恐ろしさを感じざるを得ません。小まめに水分補給することが対策の基本であると専門家も言っております。

また、雷による被害、死亡事故も多発しており、たいへん悲しいことです。

雷は高い所に落ちるものだと意識はありますが、科学的には、木などを伝わって人間に落ちるとの意識は低いようです。突然の雷雨で、雨に打たれるのも嫌で、ついつい雨宿りも兼ねて木の下などに行ってしまう。近くで雷が鳴ったら、慌てず、急いで強固な建物の中に！建物がない場合、木の下など高いものは避け、地面に姿勢を低くし雷が通り過ぎるのを待ちましょう！専門家の話

8月を迎え猛暑もこれからがピーク。特に外で作業をする場合、熱中症や雷対策など身の安全を確保することがとても重要です。また、家族が待つ家庭に無事に帰ることを常に意識し、基本に忠実に「ヒヤリ」がないよう仕事を楽しく行いましょう。

(木 田)

暑い日が続いております。

気象庁から梅雨明けが発表されましたが(関東地方ほか)、熱中症及び突然の豪雨など今の時期に特有な気候、自然現象などには、十分に注意を払い安全に就業して下さい。

さて、今月は、お忙しいところご協力いただきました、「シルバー人材センター会員に対するペナルティー制度に係る調査」の結果を掲載しました。連合、センターの皆様ご協力ありがとうございました。

本調査での率直な感想としては、予想したよりもはるかに多様な形態があり、基本的には近い形でも各々のセンターにおいてそれぞれ工夫されていることです。

調査結果を参考にいただき、事故防止に努めてまいりましょう。

これからが夏本番です！

暑さ対策を怠らず、毎日を楽しく明るく過ごしていただきたいと思っております。

(中 嶋)

企画管理部研修・支援課長 木田 英裕 TEL : 03(5665)8016(直通)
安全就業推進係長 中嶋 修 FAX : 03(5665)8021

安全は 一声かける ゆとりから

頒布物のご案内

全シ協では、シルバー人材センター事業を円滑に運営・推進していただく一助として、手引書、冊子などの頒布物を発行しています。



(2014年版会員手帳名入れ版イメージ)

会員手帳として、見やすく、使いやすく、そしてお求めやすい価格(市販の手帳に比べると約半額)で提供しています。

会員手帳の主な特徴

- ◆ 文字が大きく、見やすい。
- ◆ 月別カレンダーにメモ欄と備忘欄を新設、見やすく・使いやすい。
- ◆ 体験等記録欄を新設
 - ①ヒヤリ・ハット体験等を記録することで、安全に対する反省と意識向上が期待できる。
 - ②ボランティア活動、サークル活動、技能講習受講等の記録ができる。
- ◆ 便利なポケット付きで、カードサイズの会員証等がはさみ込める。

| | |
|------|---|
| 全国版 | 1部 290円(税込) 送料：1～9部は実費、10部以上は送料込 平成25年10月上旬より順次発送予定 |
| 名入れ版 | 1部 330円(税込・送料込、150部以上で10部単位) 平成25年10月下旬より順次発送予定 |

お申し込み・お問い合わせは **公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会 企画情報課**

FAX 03-5665-8021 E-mail : zsk@sjc.ne.jp

- ★全シ協会員は、会員専用ページの「頒布物の購入申込み」メニューからお申込みください。
- ★個人購入は、冊数、お名前、郵便番号、住所、電話番号を明記したFAX・電子メール・郵便ハガキでお申し込みください。